資料３

特定非営利活動法人　シンビオ社会研究会

個人情報取扱いについての重要事項について

206年（平成18年）10月27日　制定

特定非営利活動法人　シンビオ社会研究会（以下、当法人といいます）は、個人情報の保護に関する法律（以下、法といいます。）において、公表すべき、または本人が知りえる状態に置くべきと定められている事項について、次のとおり公表いたします。

1.個人情報の利用目的

A. 当法人が主催又は共催するシンポジウム・研究会・セミナー等の開催等に関するご案内を行うため

B.当法人の刊行する機関誌及び図書の送付、ご案内等を行うため

C.当法人の行う研究及び調査に関する事務連絡、ご案内を行うため

D.当法人の入会費、年会費等の徴収等にかかる事務連絡を行うため

E.その他必要に応じて会員等にコンタクトするため

当法人の行う事業

①　共生社会のヒューマンインタフェースに関するシンポジウム・研究会・セミナー等の開催

②　共生社会のヒューマンインタフェースに関する機関誌及び図書の刊行

③　共生社会のヒューマンインタフェースに関する研究及び調査

④　共生社会のヒューマンインタフェースに関する国際協力

⑤　その他、目的を達するために必要な事業

2. 開示などの受付を求める方法

(1) 当法人所定の書類に必要事項を記入の上、下記の窓口に提出してお申し出下さい。郵送でのお申し出もお受けしております。（なお、開示などのお申し出の対象となります個人情報は、ご本人のものに限らさせていただきます。）

(2) ご本人またはご本人の代理人の請求であることを確認するため、下記書類をご提示いただきます。また、ご提示いただいた必要書類の写しをとらせていただきます。

（窓口でのお申し出の場合）

a.本人確認

・運転免許証またはパスポート

・運転免許証またはパスポートをお持ちでない場合は、戸籍謄本、住民票、健康保険証、または年金手帳のうち２つ

b.代理人確認

・代理人の本人確認　→　上記本人確認と同じ

・代理権の確認

（法定代理人）戸籍謄本、審判書

（任意代理人）ご本人の実印の押印のある委任状及びご本人の印鑑登録証明書

（郵送でのお申し出の場合）

a.本人確認

運転免許証またはパスポートのコピーと戸籍謄本または住民票の原本

運転免許証またはパスポートをお持ちでない場合は、健康保険証または年金手帳のコピーと戸籍謄本または住民票の原本

b.代理人確認

代理人の本人確認　→　上記本人確認と同じ

代理権の確認

（法定代理人）戸籍謄本、審判書のコピー

（任意代理人）ご本人の実印の押印のある委任状及びご本人の印鑑登録証明書

法第三十条に定められた「第二十四条第二項の規定による利用目的の通知または第二十五条第一項の規定による開示」を行う場合、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。

お申し出をいただいてから４週間以内にご回答を発送いたします（郵送でのお申し出の場合は、必要書類が当法人に到達してから４週間以内にご回答を発送いたします）。

ご請求の窓口

（住所）〒606-8306　京都市左京区吉田中阿達町 37-3　マ・メゾン 102

（名称）特定非営利活動法人　シンビオ社会研究会 事務局

（電話番号）075-204-1559

（メールアドレス）symbio@nike.eonet.ne.jp

3. お問合せ先

お問合せ先は、次のとおりです。

（住所）〒606-8306　京都市左京区吉田中阿達町 37-3　マ・メゾン 102

（名称）特定非営利活動法人　シンビオ社会研究会 事務局

（電話番号）075-204-1559

（メールアドレス）symbio@nike.eonet.ne.jp

（責任者の氏名）会長　吉川　榮和

以上